

庁内情報化関係事務に関する決議

提案理由

地方自治法第98条第2項の規定により、四條畷市代表監査委員宛に庁内情報化関係事務の遅延理由を求める監査請求を行い、先般、監査結果報告書（庁内情報化関係事務に係る庁内端末機器更改事務の遅延に関する事項）が提出された。

遅延の原因として、「事業に関する調査及び事業計画の策定という過程がないまま事務の実施が決定されたこと。本件事務に関する事務の進捗管理が十分に機能せず事務の遅延を食い止められなかったこと。」と示された。

これらは、「市政運営のトップが取るべき進捗管理とは言い難く、市長及び副市長は、より積極的に指揮を執り、進捗を管理するべきであった。」との報告である。

当該報告内容には、市政運営に対する重要な視点も多く含まれていることから、市長及び副市長は、明らかになった問題点等を真摯に受け止められ、今一度、マネジメント及び進捗管理の重要性を再認識し、自ら率先して市民の信頼回復に向けた対策を講じていただくことを強く求めたい。

以上の主旨から下記を表明し、決議とする。

記

- 1 市長及び副市長は監査報告で明らかとなった責任を真摯に受け止め、市民の信頼回復に向けての具体的な対策を講じること。